



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

令和5年2月20日

東京都知事 小池 百合子様
東京都議会議長 三宅 しげき様
東京都環境影響評価審議会会長 柳 憲一郎様
三井不動産株式会社 代表取締役社長 菰田 正信様
宗教法人明治神宮 宮司 九條 道成様
独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 芦立 訓様
伊藤忠商事株式会社 代表取締役社長 石井 敬太様

「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」評価書に関して
日本イコモス国内委員会が指摘した「虚偽の報告」に係わる
事業者の誠意ある対応と内容に関する回答の要請

(一社) 日本イコモス国内委員会委員長 岡田 保良

(一社) 日本イコモス国内委員会

文化的景観小委員会主査 石川 幹子

住所： 東京都千代田区一ツ橋 2-2-5

岩波書店一ツ橋ビル 13F

(株)文化財保存計画協会 気付

法人名：(一社) 日本イコモス国内委員会

連絡先：Tel/Fax 03-3261-5303

Email jpicomos@japan-icomos.org





ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

記

令和5年1月20日に提出された「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」に係わる環境影響評価書には、数多くの「虚偽の報告、資料の提出」が行われております。日本イコモス国内委員会は、令和5年1月29日に「東京都環境影響評価条例第九十一条第一項第五号の規定に基づき、知事は、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告を行ってください」との緊急要請を発出いたしました。

しかしながら、事業者は説明や面談に一斉応じず、単独で審議会に報告書を提示するとの連絡を受けました。本件は、1月30日に開催された東京都環境影響評価審議会の決定を踏まえた重要事項であり、東京都環境局立会いの下での協議が予定されていたところです。

このような事業者の対応は、審議会決定を著しく軽んじる行為です。事業者には御回答いただくべく、評価書における「誤りと虚偽のリスト」を作成いたしました。事業者におかれましては、2月25日まで御回答をお願いいたします。

東京都におかれましては、必ず回答を行うよう事業者への御指導の程よろしくお願い申し上げます。なお、御回答を踏まえて、審議会の場で事業者と日本イコモス国内委員会が同席の上立証を行うことができますよう、審議会会長柳憲一郎先生におかれましては、お取りはからいをお願い申し上げる次第です。

令和5年2月17日、事業の施行認可が行われました。建国記念文庫の森は仮囲いがなされており、同日付で樹木の移植に向けた根廻工事が開始されると記載されております。評価書における「虚偽の報告」の精査が必要とされる状況において、このような着工は著しく不当であり、工事の中止を要請いたします。

以上

<回答要請書一覧>

1. 生物・生態系の現況調査における科学的調査手法の誤りと虚偽の報告について
2. 生物・生態系の「予測」における誤りと虚偽の報告について
3. いちょう並木の現状報告における事実を隠蔽した資料の提出と虚偽の報告
4. 評価書の「環境に及ぼす影響の評価の結論」における虚偽の報告について
5. 事業者が提示している緑の割合とオープンスペースの割合について

1. 「生物・生態系の現況調査における科学的調査手法の誤りと虚偽の報告」

に関する回答の要請（評価書本編：295～330頁）

項	内容（1月29日、要請書の頁） 日本イコモス国内委員会の指摘	事業者の回答 （スペースは自由に拡大して回答してください）	評価書 （頁）
1	図 8.6-2 植物群落調査地点 ②の地点は、テニスコートであり、評価書に記載されている「中央広場と絵画館前広場をつなぐ広場」は存在しない。		298
2	図 8.6-2 植物群落調査地点 ③緑地（並木東側）は延長 300m 以上あり、調査地点 1 ヲ所は不十分。		298
3	図 8.6-2 植物群落調査地点 ⑥4 列いちょう並木における調査地点 1 ヲ所は不十分。		298
4	図 8.6-1 生物・生態系調査地点 図 8.6-2 植物群落調査地点 図 8.6-3 土壌動物調査及び土壌環境調査地点 土壌調査では参考-1,2,3 として聖徳記念絵画館周辺の調査が行われているが、群落調査は連動して行われていない。聖徳記念絵画館周辺は、既存資料調査範囲に含まれているためすでに群落調査は行われているはずであるから、記載すべきである。 これは、生態系のネットワークにおいて市街地開発事業による影響を評価する上で、基本となる現況調査の情報である。		297 298 301
5	表 8.6-6 緑の量の調査方法 「緑被率の求積は、 相観植生図 から求めた」と記載されているが、現況調査結果の「 相観植生図 」が評価書の中に掲載されていない。		303
6	植生の記述において、「神宮外苑広場（建国記念文庫）周辺等に植栽樹群（落葉広葉）が分布」は、誤り。		307 308

	表 8.6-11 植生区分に誤り。 理由：日本イコモス要請書（1 月 29 日の 3～4 頁に記載。		
7	表 8.6-11 植生区分 当該区域に広く分布する常緑広葉・落葉広葉混交林が分類されていない。		308
8	図 8.6-4 緑地の分布状況 ①神宮外苑広場（建国記念文庫）は植栽樹群（落葉広葉）ではない。 理由：日本イコモス要請書（1 月 29 日）の 4、11～25 頁に詳述。		309
9	図 8.6-4 緑地の分布状況 ③緑地（並木東側）は、植栽樹群（混交）ではない。 理由：日本イコモス要請書（1 月 29 日）の 8～9 頁に詳述。		309
10	図 8.6-4 緑地の分布状況 ②のエリアは、植栽樹群（常緑針葉樹）ではない。		309
11	図 8.6-5(1) 神宮外苑広場（建国記念文庫）の植物群落調査における方形区のとりの方の基礎的誤り。 ・植物社会学では、方形区は基本的に樹木の樹高を踏まえて、方形で調査区を設定する。地形的に困難な場合は、この限りではないが、当該区域は平坦地であり、原則通り、方形区を採用することが可能な区域である。 ・群落調査表では、15X30mが2カ所となっており、群落名も、 植栽樹林群（ケヤキ） となっている（資料編 467、468 頁）。 ・方形区ではないため、植生断面図が正しく表現されていない。		310
12	神宮外苑広場（建国記念文庫）の群落区分が、落葉広葉（309 頁）、常緑落葉混合林（310 頁）、ケヤキ林（資料編 467、468 頁）とすべて異なっている。		309 310 資料編 467、 468 頁

	群落調査表および現地調査では、常緑落葉混交林である。		
13	<p>⑥「4列いちよう並木は、景観上も重要ないちよう並木が存在する」(310頁、15行目)は、植生の特色は記載されておらず、「景観」となっている。日本文としても、通用しない。当該再開発事業で、保全していく最も重要な、いちよう並木の現況に関する記述は、この1行のみであり、著しく不十分な現状調査であると言わざるを得ない。</p> <p>並木であるため、Braun-Branquetによる総合被度推定法は、方法論としては適切ではない。ライトランセクト等、他の方法論を検討すべきであった。</p> <p>詳細：日本エコモス要請書(1月29日)、7頁。</p>		310 15行目
15	<p>図8.6-5(3) ③緑地(並木東側)の植生断面図</p> <p>延長約300mにおよぶ並木東側の緑地であり、いちよう並木を支える緑地帯として、創建時より継承されている。</p> <p>植物社会学の群落調査の基本を踏えない、10m×60mの長大な区画が1カ所しか調査されなかったため、群落構造が正しく把握できていない。(資料編470頁)</p> <p>詳細：日本エコモス要請書(1月29日)の8～9頁に詳述。</p>		311
16	<p>図8.6-5(6) ⑥4列いちよう並木の植生断面図</p> <p>この図は、4本のいちようを横から並べた図であり、断面図ではない。また、外苑のいちよう並木は、この図のように重なり合ってはならず、十分な間隔を確保し、植栽されている。現地をみないで書いているのではないか</p>		312

	<p>と推察される、杜撰な図面である。</p> <p>地被植物は、カナリーキズタのみが記載されているが、実際のいちよう並木における地被植物は多様であり、この調査には全く反映されていない。</p>		
17	<p>緑の量（緑被率、緑の体積）の項においても、神宮外苑広場（建国記念文庫）周辺は、植栽樹群（落葉広葉）と分類されており、誤った記述となっている。</p>		322 下から 8行目
18	<p>表 8.6-25 現況の計画地の緑被率と緑の体積</p> <p>表中、植生の分類に誤りがあるため、表 8.6-25 は、改めて、正しい表を作成する必要がある。</p> <p>群落高（m）は、「群落組成調査及び群落ごとの平均樹高に基づいて群落高を決定」（322 頁）と記載されている。この根拠を踏まえると、表中の常緑広葉（群落高 4 m）、落葉紅葉（群落高 4 m）、常緑針葉（群落高 4 m）は、明らかに間違った高さである。</p> <p>この意味からも、表 8.6-25 は、間違っており、緑被率（%）、緑の体積（m³）等の基本的数字の見直しが必要な深刻な事態となっている。</p>		323
19	<p>建国記念文庫周辺に植栽樹群（落葉広葉）と、誤った区分が、繰り返して記載されている。</p>		323
20	<p>表 8.6-26 エリアごとの生態系の状況</p> <p>現況調査の締めくくりとなる重要な表である。</p> <p>以下、基本的な誤りがある。</p> <p>①樹林環境については、知事意見を踏まえて、植物社会学にもとづく群落調査を実施したのであるから、この科学的調査に基づく現存植生図に基づき、現況の説明を行わなければならない。その図面が掲載されてい</p>		324

	<p>い。</p> <p>②「現況の緑地の特徴」では、最も大面積をしめ、重要な緑地である絵画館前の緑地との関連が全く記載されていない。</p> <p>③土壌は、具体的な土壌名の記載、深さの記載が必要である。</p> <p>④植物のリストアップの基準が記載されていない。</p> <p>一例をあげれば、当該区域の潜在自然植生であり、樹齢100年を超える多数の巨木として分布しているスダジイ等が欠落していることは、エリアの特色の総括表としては、基本的事項が欠落していると判断せざるを得ない。</p>		
21	<p>図 8.6-6 緑のネットワークの状況 (現況)</p> <p>この図は、外苑の設計意匠の基本を知らない調査者が、恣意的に書いたものと判断され、誤りというよりは、現実を踏まえない「虚偽」のダイアグラムとなっている。</p> <p>新宿御苑～外苑～青山霊園に至る南北軸は、この図に示す通りであるが、東西軸は、間違っている。</p> <p>創建時の図面をみれば明らかであるが、外苑の東西軸は、絵画館の前景を東西に支えるものとして設計されている。すなわち建国記念文庫の森から、絵画館前のヴィスタ景を支える東西の常緑樹林帯を経て、外周林に至り、明治記念館の庭園に至る構造が東西軸である。更に、この東西軸は武蔵野台地の崖線の緑地を包含し、東宮御所の緑地から外濠に繋がり、弁慶橋(風致地区)に至るダイナミックな構造となっており、東京を代表する緑のネットワークである。</p>		325
22	<p>結び</p>		295～

<p>①科学的調査の誤り 知事意見を踏まえて、植物社会学に基づく群落調査が行われたが、</p> <p>a 調査地点の数 b 調査地点の位置 c 方形区（コドラート）のとり方の基本的間違い d 断面模式図の間違い e 森林群落ではない地区の調査法の間違い</p> <p>など、ほとんどすべての項目において科学的調査が行われなかった。</p> <p>②現存植生図及び森林群落の遷移の考察の欠落 群落調査の成果物である「現存植生図」が提示されていない。</p> <p>隣接する絵画館前の芝生広場の植生、御観兵榎の森については、既存資料調査の範囲に含まれているため、その内容を追記し、現存植生図の作成を行う必要がある。</p> <p>③いちょう並木の特色及び生育環境の調査の欠落 保存する極めて重要ないちょう並木については、樹木そのものの調査および生育環境に関する調査は、ほとんど皆無であった。</p> <p>④いちょう並木・スタジアム通り・事務 所棟周辺等については、森林群落ではないため、Braun-Branquet 方法論の適用は不適切である。</p> <p>⑤最も基本となる群落分類が間違っているため、将来の植生遷移の道筋を描くダイヤグラムが、全く作成されておらず、重要な予測となる、「まとも</p>		325
---	--	-----

<p>りのある生育環境なる樹林地の保全及び再生の考え方」に関する科学的根拠が提示されていない。相観による植物社会学調査の成果として基本となる「現存植生図」が作成されていない。このため、将来の遷移を予測する方法論が提示されないままに、科学的方法論に基づかない、予測、評価が行われている。</p> <p>詳細：日本イコモス要請書（1月29日）の8～9頁に記載。</p>		
--	--	--

2. 生物・生態系の「予測」における誤りと虚偽の報告

に関する回答の要請（評価書本編：331~368 頁）

項目	内容（1月29日、要請書の頁）	事業者の回答 （スペースは自由に拡大して回答してください）	評価書 （頁）
1	日本イコモス国内委員会の指摘 予測手法：「事業計画と現地調査結果を重ね合わせることで、予測を行う」としている。現地調査では、前項に示したように、基本的間違いが数多く明らかになった。予測手法に準拠し、抜本的見直しが必要である。		331
2	予測結果：図 8.6-4 は、植物群落の分類が間違っており、予測は見直す必要がある。		331
3	<p>植物群落の変化の程度</p> <p>「事業の実施に伴い、神宮外苑広場（建国記念文庫）等の緑地が一部改変される」と記載されているが、これは、以下の観点から虚偽の報告である。</p> <p>①ラグビー場の建設に伴う神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹林地の変化を、樹木位置図、伐採・移植計画に基づき精査を行った結果、一部ではなく、80%近い樹林地が破壊されることが明らかになった。</p> <p>詳細：日本イコモス要請書（1月29日 10~26 頁）</p> <p>②群落調査の基本的誤りにより、復元するとされている樹林は、生態系の秩序を踏まえない樹林となっている。</p> <p>詳細：日本イコモス要請書（1月29日 27~38 頁）</p> <p>③神宮外苑広場（建国記念文庫）の総樹木数は、149 本（資料編 426~430）</p>		332

	<p>であり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存する樹木 58本 ・移植する樹木 50本 ・伐採する樹木 41本 <p>と計画されている。</p> <p>61%の樹木が伐採・移植されることは、「一部改変」ではない。</p>		
4	<p>「神宮外苑広場等から約112本の樹木を移植」と記載されているが、毎木調査表における移植樹木数は50本であり、大幅に異なっている。</p>		332
5	<p>「既存の樹林を、極力残す」と記載されているが(332頁9行目)、大量(61%)もの樹林が破壊される計画であり、虚偽の報告である。</p>		332
6	<p>「東京都風致地区条例に示される都市の風致を維持する植栽計画となっていることから、周辺地域も含めた植物相及び植物群落は維持される」(332頁11~12行目)と、記載されているが、樹林地は群落としての規模を維持することが不可能な規模となっており、また、絵画館前の樹林地は、風致地区A地区であるが、最も重要である歴史的樹木が伐採・移植される計画で、風致地区を維持するとの記述は、「虚偽の報告」である。</p> <p>詳細：日本イコモス要請書(1月29日27~38頁)</p>		332
7	<p>植物群落の変化の内容及び程度は小さいと予測する(332頁17行目)。</p> <p>植物群落は、大幅に破壊されるため、「虚偽の報告」である。</p> <p>詳細：日本イコモス要請書(1月29日27~38頁)</p>		332
8	<p>図8.6-7(1) 緑のネットワーク(計画地周辺)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリア全体の樹木数：1904本 ・伐採：743本 ・移植(検討を含む)：275本 		333

	<p>既存樹木の53%に及ぶ、1018本が伐採・移植される。</p> <p>南北方向の緑のつながりは、破壊される。東西方向は、建国記念文庫の森、絵画館の樹林地、明治記念館を結ぶ緑のネットワークが破壊される。</p> <p>したがって、図8.6-7(1)は、虚偽の報告である。</p>		
9	<p>図8.6-7(2) 緑のネットワーク(計画地内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南北方向の緑のネットワークは、1018本の樹木が伐採・移植されるため、破壊される。 ・東西方向の緑のネットワークは、複合施設の建設、芝生広場(緑量は少ない)、移植樹による樹林となり、現在の東西軸である、建国記念文庫の森、絵画館前の樹林地、外周林地、明治記念館の緑地に比して、著しく劣化する。 <p>したがって、図8.6-7(2)は、虚偽の報告である。</p>		334
10	<p>既存樹木の変化の程度</p> <p>「一定程度の改変(消失)は免れないが、計画地内で最も緑量が多い緑地(並木東側)を保全、(略)、著しい影響は与えない」と記載されている。既存樹木の53%に及ぶ、1018本が伐採・移植されるため、一定程度という記載は、虚偽の報告である。</p>		335
11	<p>秩父宮ラグビー場東側のいちょう19本について</p> <p>いちょう並木の保全は、本再開発事業の大前提である。移植が不可能という判断が下された場合は、伐採は、都知事、市民との約束に反することとなるため不可能となる。</p> <p>この場合、野球場の建設はできなくなるため、この判断は、早急に行うべきである。</p>		337

12	<p>新植樹木のうち、アオダモは、武蔵野台地上ではほとんど分布していない樹種であり、代表的樹木として掲載することはふさわしくない。</p>		338
13	<p>図 8.6-10(2)</p> <p>移植樹木は、合計 217 本記載されている。全体では 256 本の移植が計画されている。数字の整合性が説明されていない計画であり、明確にすべきである。</p> <p>また、絵画館周辺（別事業）からの移植（その大半が歴史的樹木）は、風致地区 A 地区であり、しかも会員制テニスコートの整備は、公的事業ではないため、この計画図に記載すべきではない。</p> <p>虚偽の移植計画となっている。</p>		343
1 4	<p>神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹木の保全については、以下の点で誤りがあり、まとまった森林群落は保存が計画されていない。</p> <p>①樹林の分類が、評価書では、295～330 頁の間で、誤った記載が多々みられ混乱している。</p> <p>②このため、再生復元する生態系が正しく、記載されていない。</p> <p>③現地調査を行った結果、保存可能な樹木数は 10 本にみえない状況であり、森としての持続可能な要件を満たしていない。</p> <p>③目標とする将来の生態系が予測として記載されていないため、生態系の秩序に添わない移植計画となっている。</p> <p>④移植・伐採される森は、落葉広葉樹林ではなく、常緑落葉混交林であるため、明るい雑木林とは異なり暗い保存林となる。</p> <p>中央広場のイメージは、明るい落葉</p>		344 346

	<p>広葉樹林の中で、人びとが憩う絵が描かれているが、実際の移植計画図は、様々のエリアの樹木の寄せ集めの森となっており、樹形も強剪定されており、手術直後であるため、林床の保全が必須であり、人の利用は、制限しなければならない。</p> <p>④将来に向けた植物社会学にもとづく遷移のプログラムが提示されていないため、科学的「予測」が行われていない。</p> <p>以上の理由から、これは、虚偽の報告となっている。</p> <p>詳細：日本エコモス要請書（1月29日10～26頁、27～38頁、）</p>		
15	<p>円周道路沿道部</p> <p>絵画館前の歴史的樹木が移植されており、様々の樹種が混在している。歴史を刻んできた大木が、互いの連間もなく移植されており、樹木の威厳が損われる植栽帯となっている。</p> <p>詳細：日本エコモス要請書（1月29日29～30頁）。</p>		346
16	<p>中央広場周辺</p> <p>「明るく開放的な緑地景観を形成する」とされている。</p> <p>移植計画の図面をみても、神宮外苑広場、絵画館前広場、他の地区からの多様な移植樹木で計画されており、密度も極めて高いため、明るく開放的な緑地景観とはなりえず、虚偽の報告となっている。</p> <p>詳細：日本エコモス要請書（1月29日31～38頁）。</p>		346 347 348 349 350

3. 「いちょう並木の現状報告」における事実を隠蔽した資料の提出と虚偽の報告に関する回答の要請 (評価書本編 351～356 頁、資料編 392～410 頁)

いちょう並木の毎木調査は、資料編に記載されているが、調書に記載されている調査日は、2018年12月25日～2019年1月28日であった。

現在、いちょうに著しい枯損が生じている。(一社)日本イコモスは、2022年11月に146本のいちょうの毎木調査を行い、問題を公表した。

(<https://icomosjapan.org/work4/>)

毎木調査番号29, 34, 35, 36, 38, 40の6本のいちょうは、提出された資料では、すべて活力度は「A」と報告されているが、著しい枯損が生じていることが明らかになった。

追加の群落調査は、2023年6月29日に行われているが、本件に関する事業者の回答は、2022年12月12日になりようやく事業者サイトに掲載された。

(https://www.jingugaienmachidukuri.jp/pdf/jingugaienmachidukuri_news_221212.pdf)

「4列のいちょう並木の生育状況については、2019年11月より一部のいちょうが他のいちょうと比較して落葉が早い状態であることは日常管理の際に認識しており、専門家の見解をふまえ施肥や土壌改良措置等の対応を実施しております。また2022年の春には、先端から新芽が出て葉が成育していることを確認しております。今後も継続的に調査を行いながら、樹勢回復措置を続けてまいります」

とするもので、事実を2019年11月より知っていながら、審議会に報告をせず、しかも、2023年1月20日に提出された環境影響評価書においても、全く説明していないことは、虚偽の資料が提出されていると判断できる。

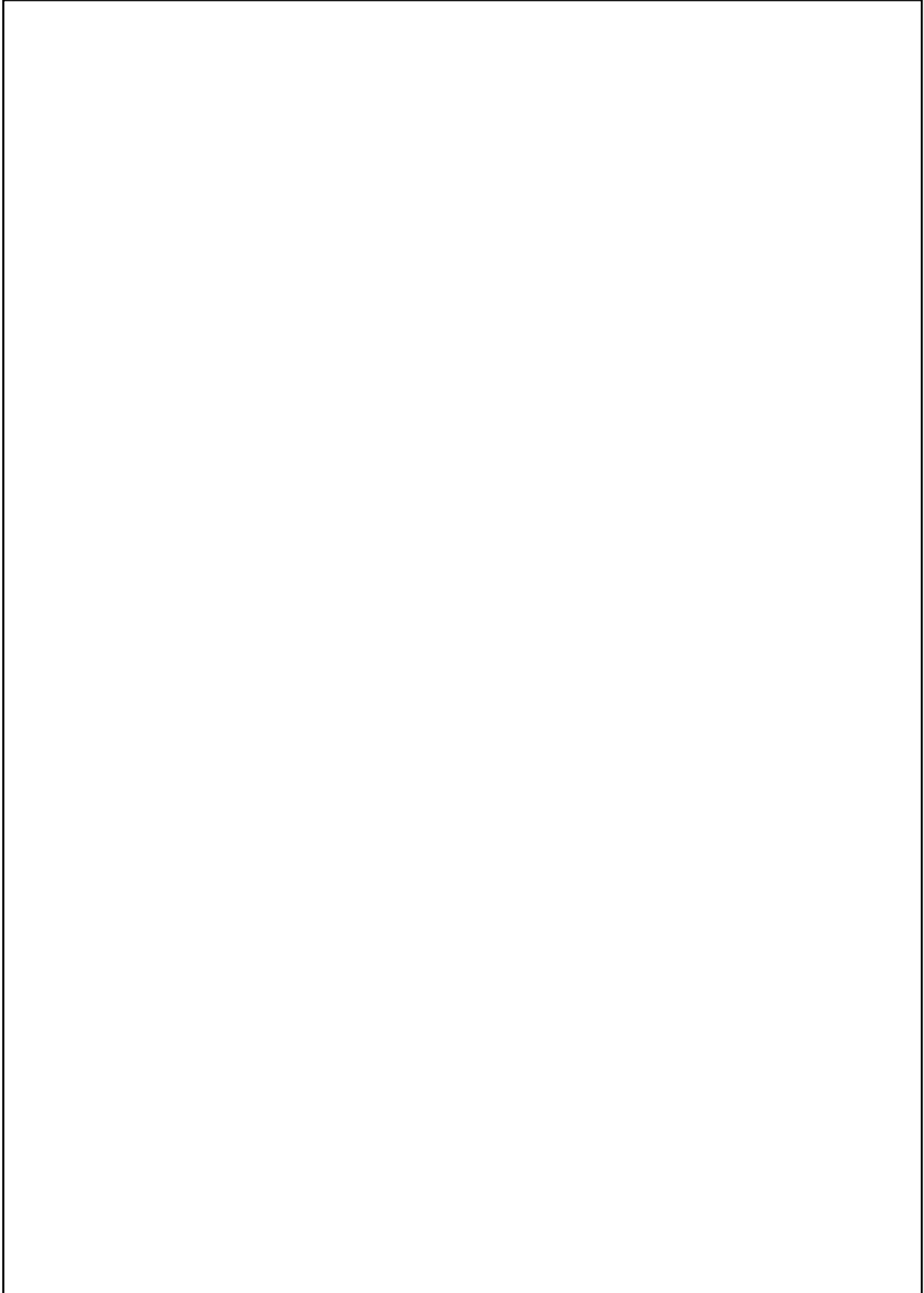
根系調査は、非公開のまま、1月中旬に実施された。審議会から要請され、かつ事業者が確約しながら、非公開のものは、証拠能力はない調査となる。これらの事実は、東京都環境条例第7条にも、抵触するものと考えられる。

いちょうの保全に係わる科学的データの提示は、審議会から求められていたものであるが、評価書では、資料編に外の地区(大阪御堂筋、東京駅丸の内)の事例のコピーが添付されているだけで、事業者が自ら調査したものは提出されていない。

日本イコモスは、地下構造物と樹林の残存状況について、昭和58年～令和4年までの約40年間の調査を行い、トンネルの擁壁から15m以内の残存率は33%に過ぎなかったことを明らかにしている(詳細:日本イコモス国内委員会要請2023年1月23日、53頁～64頁)。

以上、「いちょう並木の現状報告」における事実を隠蔽した資料の提出と虚偽の報告に関する回答を要請いたします。

< 「いちょう並木の現状報告」における事実を隠蔽した資料の提出と虚偽の報告に関する御回答 >



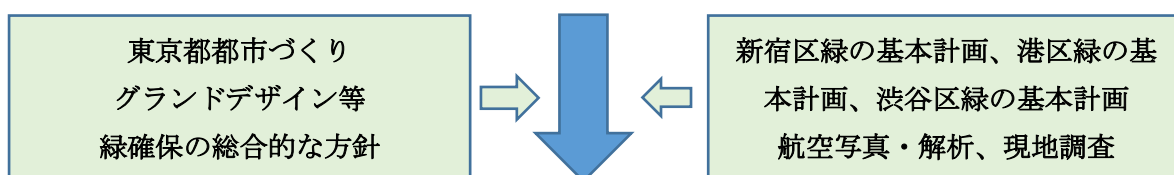
4. 環境影響評価書の「環境に及ぼす影響の評価の結論」における虚偽の報告に関する

回答の要請（本編 6～7頁）

(1) 緑のネットワークと緑の量と質

事業の実施に伴い、計画地内の動植物の生育・生息環境となる樹木等の伐採や土壌の改変が行われるが、計画地周辺の神宮外苑広場（御観兵榎）や聖徳記念絵画館裏の緑地、新宿御苑、青山霊園、赤坂御用地等の改変は生じない。

工事の完了後には、新たに植栽された緑地が加わることにより、緑被率は19.6%となり、現況の16.0%を上回る。緑の体積は331,466m³となり、現況の346,284m³を下回るが、適切に管理育成を行う計画としており、緑の量の変化の内容及び程度は小さいと考える。



事業者が提示した図面は、緑の骨格となるネットワークの創出ではなく、樹木の大量伐採・移植により、百年以上の歳月をかけて育まれてきた東京都心における貴重な

「生態系の回廊（エコロジカル・コリダー）」

を破壊するものである。

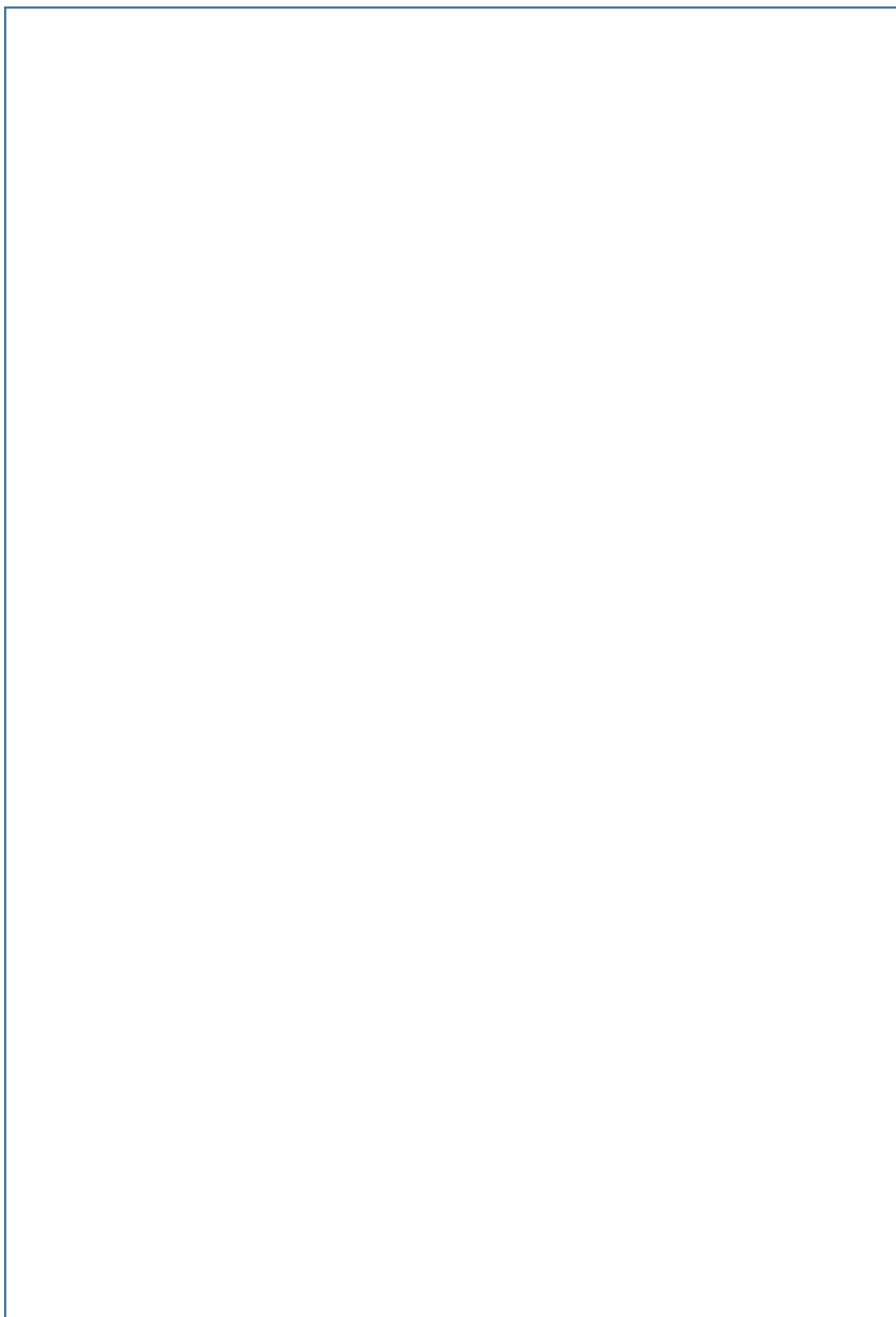
東京都、新宿区、港区等の基本的政策と市民の意志に反するものであり、SDGsに掲げる「陸の豊かさを守ろう」（目標15：生態系を守り、持続可能な方法を行う）、「住み続けられるまちづくりを」（目標11：公園や文化遺産を守る）を根底から覆す行為であり、国際社会に提示することは不可能な内容である。（本文 2～7頁参照）。

緑被率の増加は、わずかに3.6%に過ぎない。しかも、その内容は、現在、約2.5haの面積を有する樹林地が、約2.0haに減少し、増加するのは、屋上緑化や芝生地であり（本編360頁）、生物多様性にとんだ豊かな生態系が損なわれる結果となっている。

樹木総数1904本の53%にあたる1018本が、伐採及び移植により失われ、生態系の拠点とネットワークが破壊される事実は、全く記載されていない。

環境影響評価書に記載された図面、事業者サイト [神宮外苑地区のみどりについて | 神宮外苑地区まちづくり \(jingugaienmachidukuri.jp\)](#)、東京都の神宮外苑ファクトシート [0819-01.pdf \(tokyo.lg.jp\)](#) には、事実と相違する内容が記載されているため、情報の正しい発信を厳守し、速やかに修正を行なうべきである。

<事業者の回答> (適宜、スペースを拡大して回答を、お願いいたします。)



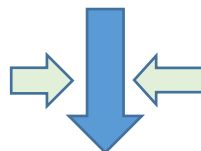
(2) 樹林地の保全：科学的群落調査の欠落

<事業者の環境影響評価書の結論>

事業の実施にあたっては、計画地内で最も緑量の多い緑地（並木東側）や、神宮外苑広場（建国記念文庫）等の植栽樹は存置もしくは移植により極力保存するとともに、4列のいちよう並木を全て保存する計画としている。一方、建築計画と重なるため存置することは出来ない樹木については、今後詳細な事業計画を検討する中で活力度等を勘案し、移植の可否を検討する計画である。なお、記念樹であるユズリハ（1本が現存）については移植する計画であり、生態系被害防止外来種リストに記載のあるトウネズミモチ（16本が現存）については伐採する計画である。

本事業においては、保存する緑地（並木東側）については、ケヤキやクスノキ等の高木や下草からなる緑地であり、シジミチョウ類等が好むこれらの樹木や動植物の注目される種（アズマモグラ、ニホンカナヘビ）が確認されている環境を引き続き保全する。神宮外苑広場（建国記念文庫）においては、建設後においてもケヤキやシラカシといった高木や下草の緑地であり、並木東側と同様にシジミチョウ類等が好む環境を引き続き保全する。

事業者が実施した
植物社会学に基づくとされる
群落調査の手法及び調査表を検証



群落調査地点の現地確認
提示された群落構造図、
模式図の検証

環境影響評価書案審査意見書（知事意見）では、「生物・生態系」において、

「植物群落調査等の結果を生態系保全の目標の設定に反映し、保全対象とする指標種を定めること。その上で、基盤となる土壌環境と土壌生態系を含め、まとまりのある生育環境となる樹林地の保全及び再生の考え方を示すこと」という対応が求められた。

植物社会学に基づく群落調査の調査が行われたが、調査地点は、わずかに7カ所であった。生態系のつながりを分析する上で、隣接地の植物群落の調査は必須であり、絵画館の前の樹林地・草地、御観兵榎の森等は、植生遷移を考察する基本的群落であり、生態系保全・再生の基盤となる「現存植生図」の作成が必要である。

7カ所の調査表を精査したが、建国記念文庫の森（2カ所）と並木東側は、群落調査の方形区、調査箇所数、断面模式図が、間違っていた。いちよう並木・スタジアム通り・事務所棟周辺等については、森林群落ではないため、Braun-Branquet 方法論の適用は不適切である。以上より群落区分ができておらず、将来の植生遷移の道筋を描くダイアグラムが作成されていないため、「まとまりのある生育環境となる樹林地の保全及び再生の考え方」を示すことが不可能となっている。現存植生図を踏まえて将来の遷移を予測する方法論は、明治神宮内苑でも既に行われており、外苑においても、科学的群落調査を実施すべきである。

<事業者の回答> (適宜、スペースを拡大して回答を、お願いいたします。)

(3) 秩父宮ラグビー場の建設による「建国記念文庫の森」の破壊

<事業者の環境影響評価書の結論>

ラグビー場棟の計画要件については、競技者が安全かつ良好な状態で競技ができ、ラグビー競技の国際大会が実現できるフィールドサイズとなるよう競技に必要な要件がある。詳細な形状については今後、新ラグビー場設計者に対して、圧迫感や閉鎖性の緩和、既存樹木の保全等に留意したデザインなどを、引き続き検討するよう要請する。また、改めて既存樹木について設計・施工の両面からの工夫等により保存又は移植を検討し、自然環境の保全に努める。また、施設東側及び北側には都市計画上地区施設として定められている緑道を整備するほか、既存樹木の保存や移植による保全、新植による緑量の確保や質の向上にも配慮し、設計・建設等の各段階において関係機関と協議を行っていく計画である。今後、設計及び施工計画の詳細を決定していく中で樹木医の判断も仰ぎながら樹木の伐採を可能な限り回避し、樹木の保全に努めるとともに神宮外苑広場（建国記念文庫）の保全エリアを可能な限り拡大するよう努める。



建国記念文庫の森は、市街地再開発事業対象地の中で、優れた自然環境を有する歴史的樹林地である。秩父宮ラグビー場の建設により大半が破壊されるため、保全される森の位置と規模を把握することが、何よりも重要である。このため、事業者に概ねのラグビー場及び神宮外苑広場の位置について問い合わせを行ったが、回答は得られなかった。このため、(一社)日本イコモス国内委員会は評価書に記載された概況に基づき現地調査を行い、1本1本の樹木が残存しうるかについて精査を行った。この森は、大きく5つのエリアに分けられ、以下の通りとなった。

- ①神宮外苑広場となるエリア：ケヤキの大木がシンボルであるが、根系が露出しており、スダジイ等も、建築の直近となるため、現在の常落混交林の持続的維持は困難。
- ②継承されてきた常落混交林が、真っ二つに分断されるエリア
南側の森は、壊滅。北側の保全緑地で残存する樹木数はわずかに10本。人流が生じる。現在のような階層性があり下草が繁茂している樹林地の保全は不可能。
- ③継承されてきた常落混交林が、完全に破壊されるエリア
この森は、ケヤキ、シラカシ、クスノキ等の高木層の下に、スダジイ等の亜高木層が優先しており、階層性豊かな森であるが、跡形もなく壊滅する。
- ④ヒトツバタゴの森の消滅
- ⑤国立競技場と秩父宮ラグビー場間の樹林地の更なる劣化

以上、「今後、努力をしていくという」評価書の回答は、「環境影響を予測し評価するという本来の目的を放棄するものであり、説明責任を果たすべきである。

<事業者の回答> (適宜、スペースを拡大して回答を、お願いいたします。)

A large, empty rectangular box with a thin blue border, intended for the business's response. It occupies most of the page's vertical space below the instruction.

(4) 不適切な調査及び「科学的方法論」の欠落に伴う持続不可能な森の形成

<事業者の環境影響評価書の結論>

また、神宮外苑広場（建国記念文庫）等の緑地が一部改変されるが、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りにおいて、神宮外苑広場（建国記念文庫）等から約 112 本の樹木を移植し、新たに新植樹木も配置することで神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹林及び生態系を復元する計画である。文化交流施設棟の北側については現状まとまった樹林で高木、中木、低木による階層構造を有しており、移植によりさらに緑の厚みを増すことにより、改変後の早期の段階から貴重な生態系を有すると考える。文化交流施設棟の南側については神宮外苑広場（建国記念文庫）等から移植したシイノキ等の樹木を中心に植栽し、様々な樹高の移植木を植栽し階層構造を有することで、密な林床に生息する土壌動物やジョロウグモ、シジミチョウ類といった昆虫類に加え、これらを餌とする鳥類などによって構成された豊かな生態系を形成する。合わせてケヤキ等の高木、中木やオムラサキ（ツツジ科）などの低木を新植する。これらの生長には一定の時間を要するが、生長して生態系を形成することにより文化交流施設棟の北側の樹林とつながり、まとまりのある神宮外苑広場（建国記念文庫）の環境を復元する。また、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りにおいて、神宮外苑広場（建国記念文庫）の比較的暗い林相を復元することにより、そうした環境を好むシジミチョウ類や、生態系の上位に位置するコゲラやシジュウカラ、ヒヨドリといった鳥類、計画地全域で確認されているアリ科の土壌動物が生息すると考えられることから、これらの種を指標種とし、事後調査において生息を確認していく。

樹木の移植や新植の実施後に、活着の状況のモニタリングを継続して実施し、樹勢の変化などに対し樹木医等の専門家の指導を仰ぎながら対応を行っていく。同様に 4 列のいちょう並木についても、生育の状況のモニタリングを継続して実施し、必要に応じて対応を行っていく。

(一社) 日本エコモス国内委員会の検証

- ①神宮外苑広場の緑地は、「一部改変される」のではなく、ほぼ壊滅する。
- ②神宮外苑広場から移植する約 112 本の樹木により形成される、新しい樹林地の検証

a. 円周道路沿道部

移植樹のほとんどが、神宮外苑広場ではなく、絵画館前の芝生広場の外縁を構成する樹齢 100 年以上の景観木。それぞれの場所で、威風堂々と存在していた樹木の尊厳は失われ、詰込みにより、脈絡のない樹林地となる。これらの樹木は、風致地区 A 区分であるため、本計画に
いれるべきではない。

b. いちょう並木に隣接する文化交流施設周辺の樹林地

西側は、移植樹木による植栽帯となるため、施設への入り口は、いちょう並木からとなる当該エリアのいちょうは、枯損が生じているため、更なる負荷をかけることとなるため、この移植計画は、適切な植栽ではなく再考すべきである。

c. 文化交流施設から中央広場側の樹林地

このエリアには、「神宮外苑広場の比較的暗い林相を復元」と記載されている。

2 棟の文化交流施設に挟まれたエリアは、ウバメガシ (113、396)、タイサンボク (172)、クスノキ (3、261)、スダジイ (110)、ヒマラヤシーダー (119)、クヌギ (22)、ケヤキ (134) 等、神宮外苑広場（建国記念文庫）の森、絵画館前の樹林地における樹齢 100 年以上の移植樹が、

林立している。亜高木が計画されていないため、階層性のある生態系の回復は不可能である。

また、移植樹の保全のため、このエリアは、基本的に人は立ち入ることの出来ない樹林帯となる。多くの人びとが交流する場に、神宮外苑広場（建国記念文庫）の森のような、植生遷移が進んだ常落混交林がふさわしいとは、通常の計画では行わない。事業者が出しておられるイメージパースも明るい森となっており、整合していない。

この計画が、階層性のある常緑広葉樹林として将来、遷移を遂げていくことができるかどうか、検証を行った。

- ・**樹種構成**：記載されている移植樹木は38本で、この内、常緑広葉樹（高木）は、わずかに5本、神宮外苑広場の主要な構成種であるスダジイは1本だった。

クロマツ、アカマツ等の常緑針葉樹が多く、20本。落葉広葉樹は、ケヤキが4本、エノキが2本であり、中木として、ツバキ、ウバメガシ等、シダレザクラ、ヒトツバタゴ等の花木が移植されている。

- ・**樹木の配植**：この計画では、クロマツ等の針葉樹とケヤキ等の落葉広葉樹が、別々のエリアに植栽されている。混交林の群落構成とは、全く異なる形態である。

- ・**階層性**：神宮外苑広場（建国記念文庫）の森は、高木・中木・低木・草本・地被植物から構成される階層性が豊かな森で、なかでも、当該地における潜在自然植生であるスダジイが、高木、中木層に出現している。今回の計画では、スダジイは、わずかに1本であり、神宮外苑広場（建国記念文庫）の階層性のある森とは、全く異なっている。森林生態学の基本から、著しく逸脱するもので、持続可能な森の再生の青写真は存在していない。

計画では、文化交流施設から中央広場に通じる園路に新しい樹木が植栽されている。

これは、動線を妨げることとなり現実的計画ではない。

d. 中央広場周辺の樹林帯

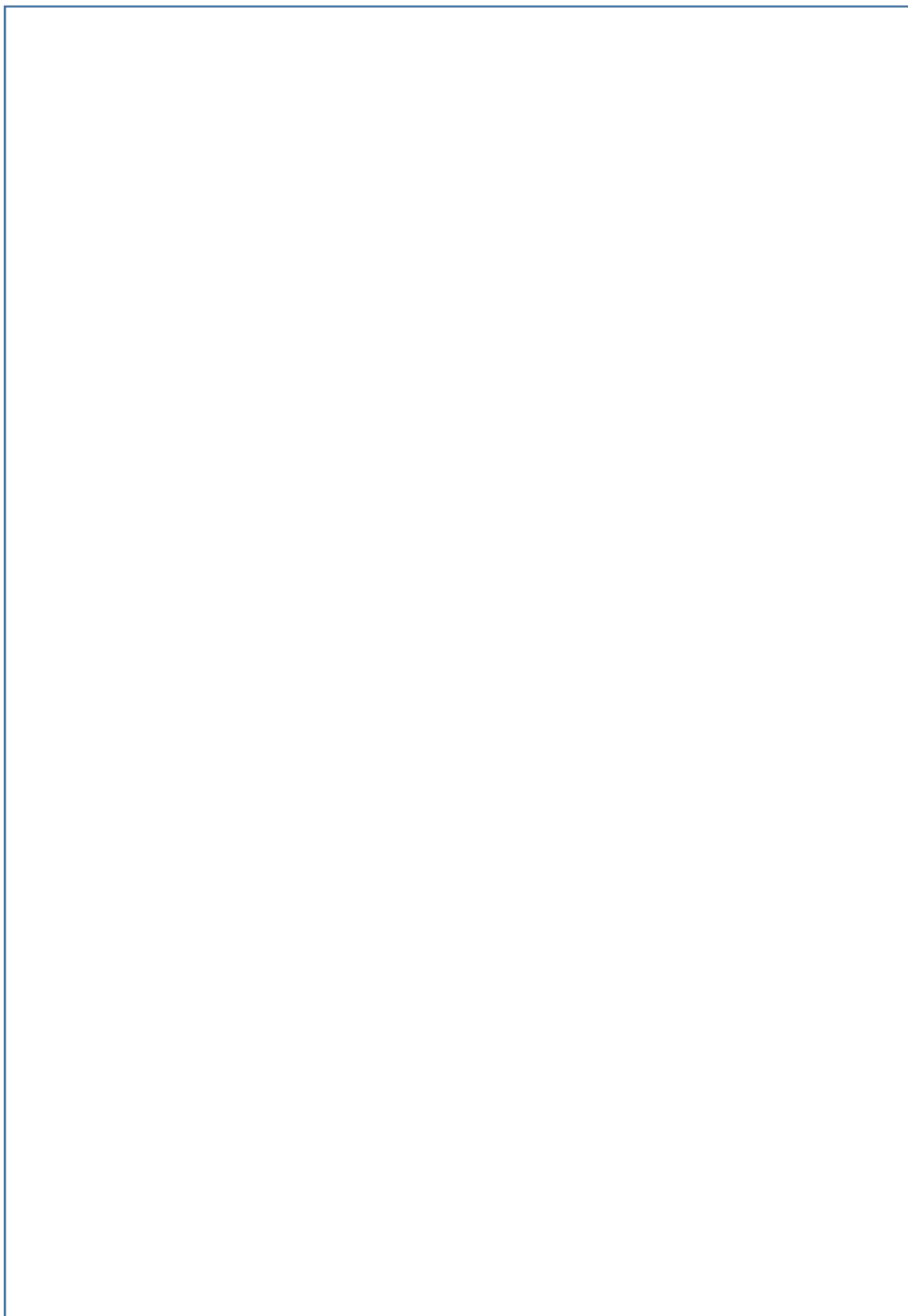
全ての主木は、移植樹である。その多くは、国立競技場の移植樹に見られるように、強剪定のために樹形が切断されており、保護のために植栽地が必要である。明るい、集いの広場の前面に広がる樹林地としては、イメージパースとの乖離が著しく、適切ではない。

e. 秩父宮いちょう並木

近代都市美の結晶であり、直線が基本。このエリアに移植すべきではない。

以上、移植樹を活用して新しく形成される中央広場、文化交流施設周辺を、記載された移植樹の樹種、大きさ、広場の利用などを勘案して考察を行った。第一に群落構成が、森林生態学の基本を踏まえていないため、「混乱林」となっており、持続可能な樹林地とはなりえない。第二に、広場としての利用を考える時、神宮外苑広場のような常落混交林とし、林内に入ることを制限しなければならない樹林地は、適切とはいえない。第三に近代都市美の結晶であるいちょう並木については、その構造的美（直線）を歪めて、再開発に利用することは、厳に慎むべきである。

<事業者の回答> (適宜、スペースを拡大して回答を、お願いいたします。)



(5) いちょう並木の保全とネットワーク

<事業者の環境影響評価書の結論>

これらの緑地等は、並木東側から保存する4列のいちょう並木や文化交流施設棟等を経由してスタジアム通り及び第二球場北側まで連続しており、計画地周辺の神宮外苑広場（御観兵榎）や聖徳記念絵画館裏の緑地、新宿御苑、青山霊園、赤坂御用地等の緑及び生態系のネットワークは維持されるものと考えます。

工事の施行にあたっては、保存する4列のいちょう並木や神宮外苑広場（建国記念文庫）等の既存樹木の生育に影響が及ばないように、計画建物の地下躯体の配置等に配慮するとともに、既存（移植）樹木の根周りが歩行者等により踏み固められないよう、歩行可能な場所を限定し、樹木の保全に努める。また、保存する4列のいちょう並木の西側1列については、野球場棟の近接工事着工前に樹木医の判断を仰ぎながら根系調査を行い、その結果により設計者・施工者等と調整し、4列のいちょう並木を保全するため、詳細な建築計画及び施工計画の検討を行う。

あわせて、樹木の移植及び新植にあたっては、適切な植栽基盤を確保した上で植付に適した時期に留意するとともに、必要に応じて適期に根回しを行う。さらに、工事の施行にあたっては、存置する既存樹木を傷つけないよう、建設機械の配置等に留意するよう施工会社に対して指導する。

存置・移植した既存樹木及び新規に創出した緑地については、現状と同様に多様な樹種に対応した適切な管理育成を引き続き行っていくとともに、文化交流施設棟の高さを抑えることにより日照を確保することで緑の量が増加し、豊かな樹林が形成されるものと考えます。また、ラグビー場棟による神宮外苑広場（建国記念文庫）への日影の影響については、「8.7 日影」に記載の神宮外苑広場（建国記念文庫）から最も近い調査地点「写真 8.7-5 天空写真(No.5 地点 絵画館前交差点)」において、樹木が最も生長する時期（夏至及び春・秋分）において日影とならないことから、日照は確保されるものと考えます。野球場棟の防球ネットによる青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角筈線沿いの4列のいちょう並木への日影の影響については、今後、安全性も考慮した上で防球ネットの透過性等の詳細を検討する中で日影についても配慮し検討を行う。

以上のことから、新宿御苑から赤坂御用地へ連続するまとまりのあるみどりの骨格を形成する神宮外苑の豊かな自然環境は維持・保全される。したがって、周辺地域も含めた生物・生態系の現況は維持され、評価の指標を満足するものと考えます。

- ①生態系のネットワークは、既存樹木の53%、1018本が伐採・移植されるため、破壊される。特に、建国記念文庫の森、及び絵画館前広場の樹林地における樹齢100年を超える多数の樹木の伐採・移植は、取り返しのつかない行為である。（前述）。
- ②4列のいちょう並木の永続的保存にむけては、日照・風環境・地下水の動向・根系・個別のいちょうの特性等を含めた**総合的調査**が必要である。建築の基礎に対する部分的対応が、永続性を担保するとの科学的根拠は、全く、存在していない。
- ③（一社）日本イコモス国内委員会は、
 - ・地下構造物の構築と樹木保全に関する影響について、時間の経緯を踏まえたデータ（新宿御苑）の提示と分析（1984年～2022年）。
 - ・衰退が生じているいちょう並木の146本の毎木調査の実施。
 - ・根系調査の見直し。について提言を行ってきた。

事業者が評価書で提出されているいちよう並木に関する調査は、わずかに1ヵ所、半頁にすぎない。御堂筋のいちよう並木などは、他者の調査のコピーにすぎず、外苑の衰退の危機にあるいちようについては、一片の報告すら、審議会に対しても行われていない。

根系調査については、2023年1月11日に突然、実施されることを知り、(一社)日本イコモス国内委員会は、現地、確認を申し入れたが、非公開で行われた。2023年1月20日、念のために現地確認を行ったが、すでに埋め戻されていた。非公開のデータは、証拠能力は有さない。

<事業者の回答> (適宜、スペースを拡大して回答を、お願いいたします。)

以上、2023年1月20日に提出された「(仮称)神宮外苑地区市街地開発事業についての環境影響評価書」の内容を精査し、「虚偽の報告および資料の提出」について分析を行った。

その結果、

- ・調査における科学的方法論が正しく適用されておらず、現況調査に誤りがあったため、予測、評価において、論理的構築が不可能となっており、数多くの虚偽の報告が行われている。
- ・大量の樹木の伐採・移植は、変わっておらず、生態系が著しく破壊されるにもかかわらず、「新宿御苑から赤坂御用地へ連続するまとまりのあるみどりの骨格を形成する神宮外苑の豊かな自然環境は維持・保全される。したがって、周辺地域も含めた生物・生態系の現況は維持され、評価の指標を満足するものとする。」

と結論づけられている。

このことは、良好な環境を次世代へ繋いでいこうとする多くの市民の意志を尊重しないものであり、他ならぬ、東京都環境影響審議会を軽視し、事業者としての社会的責務を果たしていないと判断する。

以上より、日本イコモス国内委員会は、1月29日、「(仮称)神宮外苑地区市街地開発事業についての環境影響評価について、東京都環境影響評価条例第九十一条第一項第五号の規定に基づき、知事は、事業者に対し、必要な措置をこうずるよう勧告を行ってください。また、再審を行っていただきたく要請いたします」という要請書を発した。

環境影響評価審議会におかれましては、1月29日の日本イコモス国内委員会の要請書を、重く受け止めていただき、1月30日の審議会において、「虚偽」について、その内容を精査する決定を下されましたことに深く感謝申し上げます。

この間、東京都環境局の御提案と御指導に基づき、環境局立会いのもと、日本イコモス国内委員会が事業者様に説明を行い、協議を行う努力を続けてまいりましたが、残念ながら実現には至っておりません。

事業者（三井不動産株式会社）様からは、日本イコモス国内委員会とは面談を行わず、単独で反証の報告書を提出するとのご連絡が、2月15日に突然ありました。

回答書の要請は、このような状況を踏まえたものであり、事業者様には、明確な回答をお願いいたします。内容の検討につきましては、審議会に日本イコモス国内委員会も同席し、立証する機会を賜ることができるよう、御配慮をお願い申し上げます。

回答の期日は、既に1月30日の審議会から3週間を経過しており、事業者におかれましては、審議会の場で即座に「誤りはありません」とお答えいただいております。「専門家による検討を重ねている」との承っておりますので、2月25日（土）を期日とさせていただきたく、お願い申し上げます。

5. 事業者が提示している「緑の割合」と「オープンスペース」の割合について

(1) 緑の割合

事業者がサイトで発表している緑の割合は、現状が約25%、開発後が約30%となっており、開発後、緑が増えるような錯覚をもたらす図面となっている。しかし、航空写真を判読し、精査を行い、草野球のエリアも追加すると、現況は32%、開発後は27%となる。

開発後の緑には、屋上緑化が含まれているが、建築の上部であるため、大地に根を張った本来の緑とは区分して計測した。緑の体積等、立体的数値を入れると、開発後の緑は貧困となる。

<https://www.jingugaienmachidukuri.jp/green/>

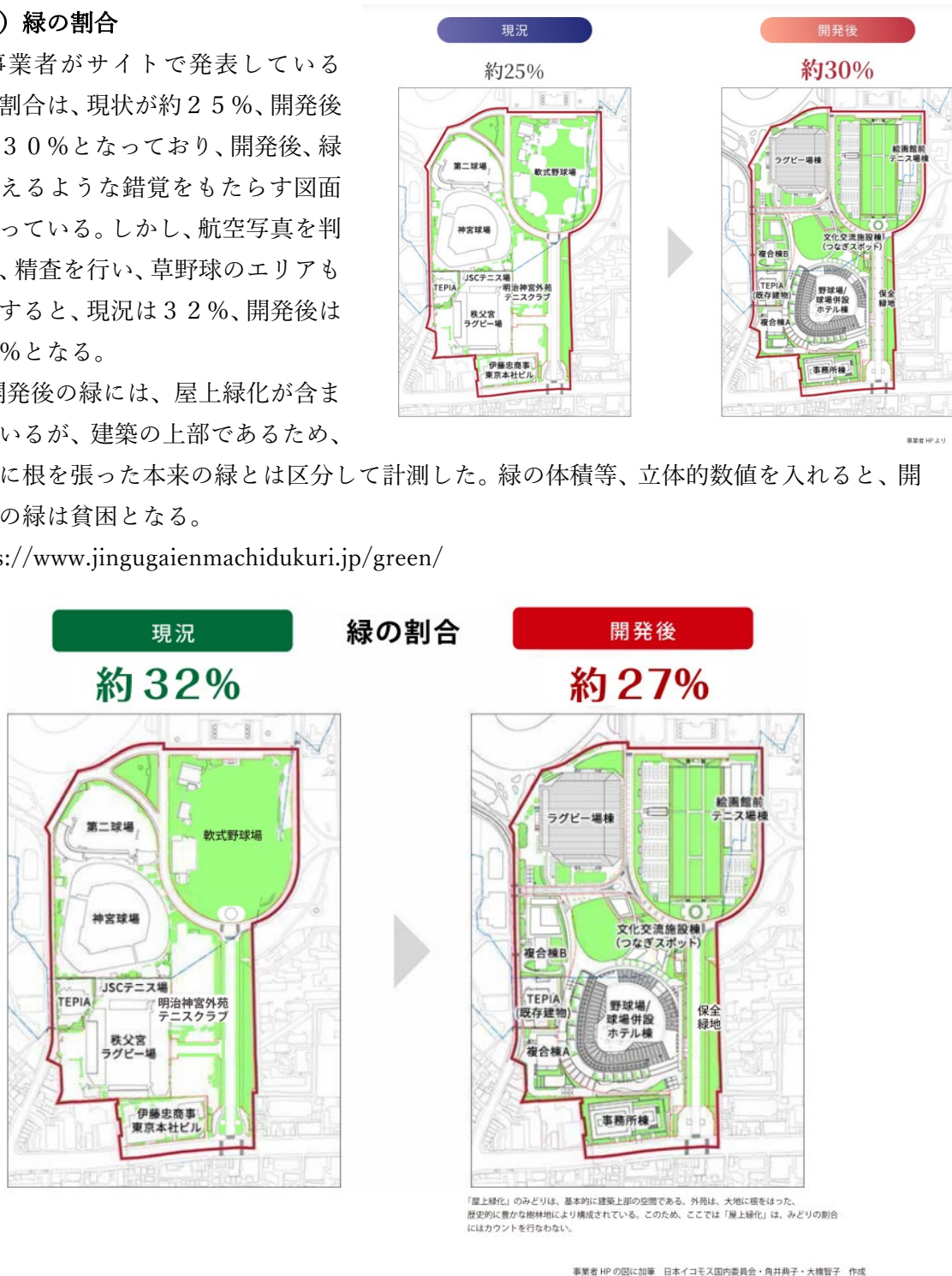


図 実際の緑の割合

(2) オープンスペースの割合

事業者がサイトで発表しているオープンスペースの割合は、現状が約 21%、開発後が約 44%となっており、開発後、オープンスペースが増えるような錯覚をもたらす図面となっている。しかし、軟式野球場は、災害時に極めて重要な役割を果たすオープンスペースであり、また、現在の秩父宮ラグビー場前の広場も貴重なオープンスペースである。

このことから見直しを行った結果、現状は41%、開発後は43%となり、ほぼ変わらないことが明らかとなった。外苑は、関東大震災で、仮設住宅が建設され重要な避難拠点となった。トルコ・シリアの大地震の報を受け、いま一度「命を守る都市計画」が何より重要であるという原点に回帰する必要がある。

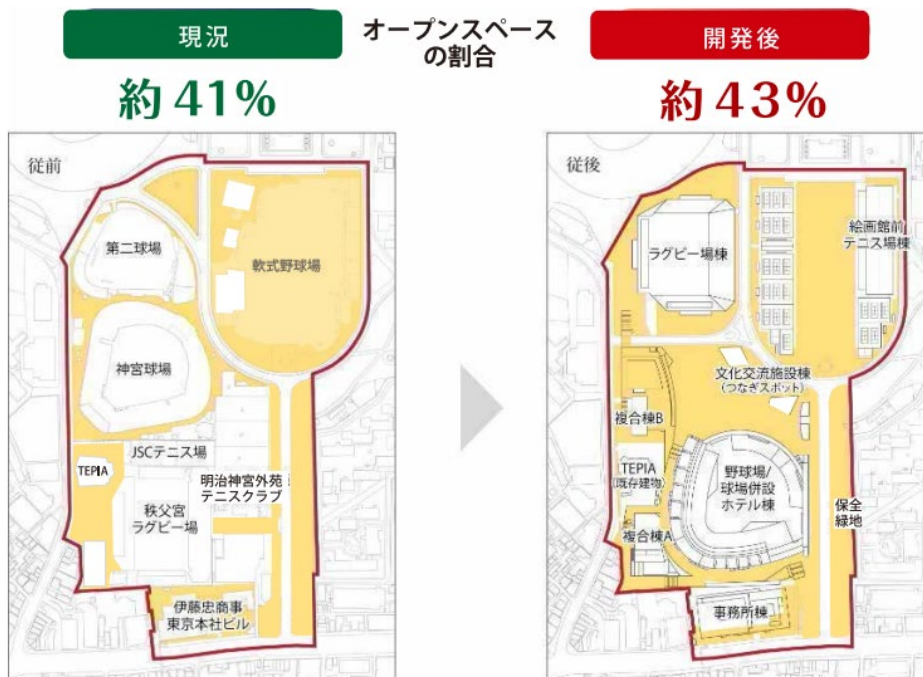
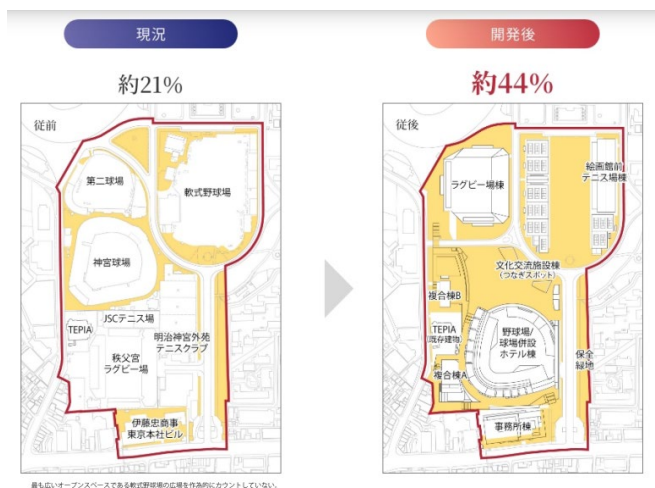
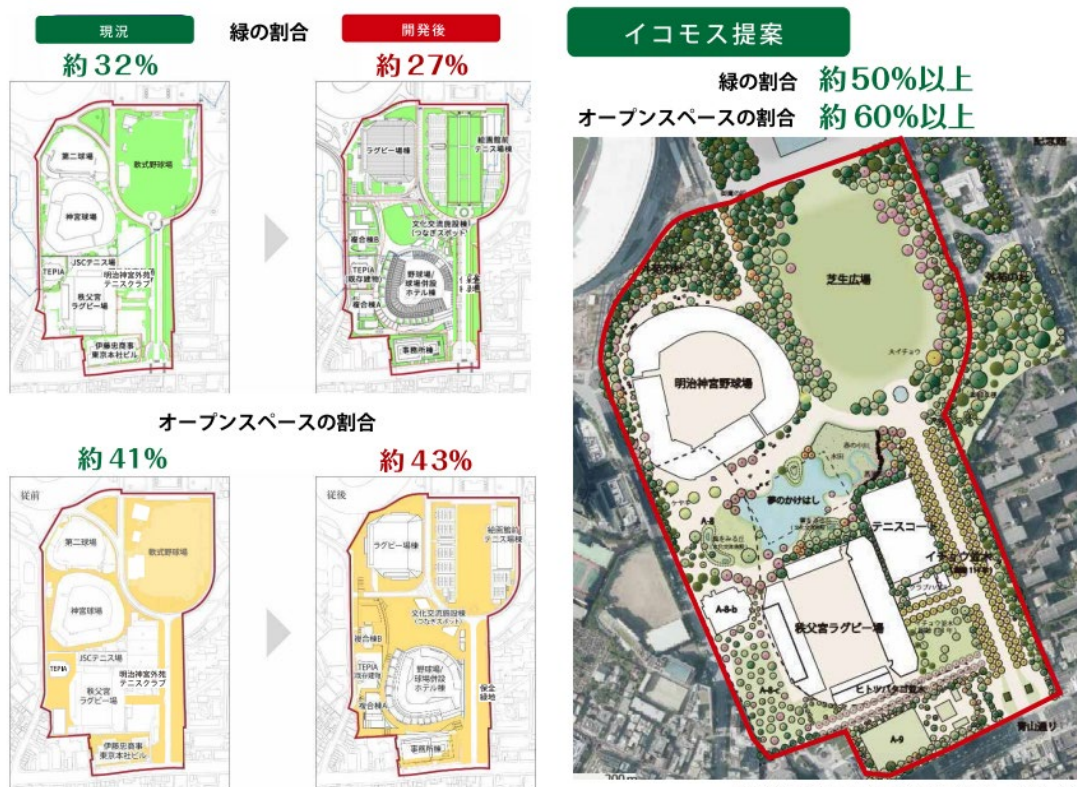


図 実際のオープンスペースの割合

(3) 日本イコモス国内委員会 (案)

日本イコモス国内委員会は、神宮球場と秩父宮ラグビー場をリノベーション、もしくは現地再建することにより、伐採樹木を2本とし、大幅に緑とオープンスペースを確保できる案を発表している。以下が比較図であり、概算ではあるが、緑の割合は50%以上、オープンスペースは60%以上の確保が可能である。



事業者HPの図に加筆 日本イコモス国内委員会・角井典子・大橋智子 作成

<事業者の回答>：緑とオープンスペースの割合について（スペースは自由に拡大してください）

